

# 資料編

## 非常時優先業務一覧

(市役所新庁舎移転対象部課等の業務)

# 目次

資料編	1
各課等の非常時優先業務	1
<b>1 会計課</b>	<b>1</b>
<b>2 市長室</b>	<b>1</b>
<b>3 政策部</b>	<b>1</b>
(1) 政策課	1
(2) 財政課	2
(3) デジタル課	2
<b>4 総務部</b>	<b>2</b>
(1) 人事課	2
(2) 法制文書課	3
(3) 財産管理課	3
(4) 契約課	4
(5) 税務課	4
<b>5 防災対策室</b>	<b>5</b>
<b>6 市民部</b>	<b>5</b>
(1) 市民協働課	5
(2) 市民サービス課	5
(3) 文化スポーツ課	6
(4) 図書館	6
<b>7 教育部</b>	<b>7</b>
(1) 教育総務課	7
(2) 学校教育課	7
(3) 青少年教育課	8
<b>8 経済部</b>	<b>8</b>
(1) もてなし課	8
(2) 農産課	8
<b>9 保健福祉部</b>	<b>9</b>
(1) 福祉課	9
(2) 子ども課	9
(3) 健康づくり課	10
(4) 保険年金課	10
(5) 高齢介護課	11
<b>10 都市環境部</b>	<b>11</b>

(1)	都市計画課 .....	11
(2)	土木課 .....	11
(3)	環境課 .....	12
<b>11</b>	<b>上下水道部</b> .....	<b>13</b>
(1)	営業課 .....	13
(2)	給水課 .....	13
(3)	下水道課 .....	13
<b>12</b>	<b>行政委員会</b> .....	<b>14</b>
(1)	議会事務局 .....	14
(2)	監査委員事務局 .....	15
(3)	農業委員会事務局 .....	15
(4)	選挙管理委員会事務局 .....	15
<b>13</b>	<b>各課共通事項</b> .....	<b>16</b>

## 各課等の非常時優先業務

### 1 会計課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	各課等からの保管物の確認	公印の管守
1日以内		
3日以内	義援金、寄附金の保管	出納、会計審査事務等
2週間以内		

### 2 市長室

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	
3時間以内	市長、副市長の安否確認 ライフラインの情報収集 市民からの情報の受付 所管事業（二町谷、三高、トライアルステイ）における被害の把握	3時間以内
1日以内	被災被害情報のとりまとめ	1日以内
3日以内		3日以内
2週間以内		2週間以内

### 3 政策部

#### (1) 政策課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	災害対策本部情報整理班の業務に 当たる ライフラインの情報収集（津波、 鉄道・バスの運行状況、電気・ガ ス・水道の状況、避難所情報） 市民からの情報の受付	

1日以内		
3日以内		
2週間以内		

## (2) 財政課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	災害対策本部情報整理班の業務に 当たる ライフラインの情報収集（津波、 鉄道・バスの運行状況、電気・ガ ス・水道の状況、避難所情報） 市民からの情報の受付	
1日以内		
3日以内		災害対応に必要な経費の確保に係る 業務（財政計画業務等）
2週間以内		

## (3) デジタル課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	
3時間以内	ICT 部門の業務継続計画に基づい て行動 情報システム、インフラに関する 被害状況確認開始	3時間以内
1日以内		1日以内
3日以内		3日以内
2週間以内		2週間以内

## 4 総務部

### (1) 人事課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	職員の参集状況の確認（登庁者登	

	録用紙の集計) 避難所支援班との連携により避難所へ派遣される職員を把握 避難所等への派遣者の調整	
1日以内	本部運営部各班の支援 他の災対部に属さない業務の遂行	
3日以内	他の自治体等協定先への応援要請等	
2週間以内	応急対策にあたる職員のメンタルヘルス対策（必要に応じた交代や休息等を本部に助言） 職員の公務災害補償手続開始	給与関係事務

## (2) 法制文書課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	避難所の開設、運営に係る事務	公印の管守
1日以内		
3日以内		
2週間以内		

## (3) 財産管理課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	備蓄品の在庫確認及び備蓄場所の確認、確保等 車両の調達、管理等（燃料の確保等含む。） 避難所設置状況の確認等 市有施設の被害状況の収集	
1日以内	避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保・供給等） 協定機関との物資供給に関する調整等 避難所からの要請に基づく物資の配送等	

3日以内	被災建築物の応急危険度判定	
2週間以内	応急仮設住宅の用意	庁内の通常業務に供する公用車の確保

#### (4) 契約課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	備蓄品の在庫確認及び備蓄場所の確認、確保等 車両の調達、管理等（燃料の確保等含む。） 避難所設置状況の確認等	公印の管守
1日以内	避難生活の開始に係る業務（衣食住の確保・供給等） 協定機関との物資供給に関する調整等 避難所からの要請に基づく物資の配送等	
3日以内		
2週間以内		優先度の高い契約業務（入札、見積合わせ等）の再開

#### (5) 税務課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	避難所の開設、運営に係る業務	公印の管守
1日以内		
3日以内	避難者名簿の作成	
2週間以内		原動機付自転車等の標識交付 固定資産の課税台帳及び公図の閲覧 各種証明等の発行 市税の減免及び徴収猶予措置 市税の納期の変更 納税相談

## 5 防災対策室

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	災害対策本部の設置 災害対策本部会議の開催 避難情報の発令 防災行政無線等による情報提供 自衛隊、警察等への救援要請	公印の管守
1日以内	広域応援部隊、自衛隊派遣部隊の 受入れ体制の確立 協定先事業者に対する応援要請	
3日以内	災害救助法の適用申請	
2週間以内		罹災調査の実施に関する各課等との 調整

## 6 市民部

### (1) 市民協働課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	災害時の広報活動の実施	
1日以内		
3日以内	区との連絡調整 ボランティア、区等市民組織等との 連絡調整 避難生活の向上に係る業務(防犯)	
2週間以内		

### (2) 市民サービス課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	火葬場の被災状況確認	公印の管守
1日以内	遺体の取扱い業務(遺体安置所の 確保収容保管等) 広域火葬依頼(神奈川県への応援 要請)	

3日以内		住民基本台帳に関すること 印鑑証明に関すること 住民記録異動データの処理及び関係課との連絡調整に関すること 戸籍に関すること 埋葬、火葬及び改葬の許可に関すること 身分証明に関すること 庁内窓口案内
2週間以内	火葬の実施	住居表示実施済区域内の住居番号の設定改廃に関すること 破産者及び犯罪人名簿に関すること 人口動態に関すること 公的個人認証サービスに関すること 市民相談（一般） 自動車臨時運行許可

### (3) 文化スポーツ課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	文化スポーツ施設の被害状況の把握	
1日以内		
3日以内		各種文化施設及び文化財の対策(施設確認文化財保護等) 各種スポーツ施設の対策(施設確認等)
2週間以内		

### (4) 図書館

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	被災状況の把握 情報収集	図書館の閉館(通常業務の積極的な休止) 公印の管守
1日以内		図書館システム関連機器の通電及び

		破損箇所の確認等
3日以内		
2週間以内		返却本の受付（受付日ごとに保管し、図書館システムが復旧後、まとめて返却処理を行なう。）

## 7 教育部

### (1) 教育総務課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	学校施設被害状況確認 救助要請 施設被害状況による避難所利用の可否決定	公印の管守
1日以内	避難所として利用している学校での学校職員、行政職員間の調整	
3日以内	応急修繕により避難所利用が可能な施設への修繕対応	
2週間以内	授業再開に向けた教室確保 可能な範囲での授業再開	奨学事業（必要がある場合に限る。）

### (2) 学校教育課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	児童生徒、教職員の安否確認 避難所の開設支援 教職員の動員調整	
1日以内		
3日以内		転入学手続等の学籍業務
2週間以内	学校再開準備 通学路の安全確認	

### (3) 青少年教育課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	児童館の点検	
1日以内	指定管理者との調整	
3日以内		
2週間以内	被災箇所の修繕関係調整	

## 8 経済部

### (1) もてなし課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	避難所の開設、運営に係る業務 被災状況の確認	公印の管守
1日以内	避難生活支援の開始 応急活動（救助、救急以外）の開始 避難生活支援の開始	
3日以内	ライフライン等の復旧に伴い、避難所にいる観光客等の帰宅補助	
2週間以内	商工業の復旧、復興に係る業務の本格化	今後実施予定の、誘客に係る営業及び観光イベントについて実施の判断 観光客等に対し市内被害状況等に関する情報提供 観光客等に対し受け入れ態勢の整備を開始

### (2) 農産課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	農地における被害情報の把握	公印の管守
1日以内	神奈川県との災害情報の連携	
3日以内		
2週間以内	農業の復旧、復興に係る業務の本	

	格化	
--	----	--

## 9 保健福祉部

### (1) 福祉課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	一次福祉避難所の開設・運営に係る業務 二次福祉避難所の開設要請（社会福祉施設等）	公印の管守
1日以内	要配慮者の移送（二次福祉避難所等へ） 避難行動要支援者の支援	
3日以内		
2週間以内		日赤援護物資、見舞金等の交付 災害見舞金等の支給 生活保護相談 被災生活保護世帯の訪問及び状況把握 障害者福祉相談 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の申請受付 自立支援医療の申請受付 障害福祉サービスの申請受付

### (2) 子ども課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	保健師等は健康づくり課へ参集し 救護班グループ編成 保育園、幼稚園、学童クラブ、生活訓練会の被害状況確認	
1日以内	出産可能施設の確認	
3日以内	ひとり親世帯等に対する災害相談 要支援者の状況確認	

2週間以内		保育料の減免及び徴収猶予 入出園手続 児童手当手続 児童扶養手当手続 母子手帳交付手続
-------	--	---

### (3) 健康づくり課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	救護所設置用機材の準備 救護班グループ設置	
1日以内	医師会連絡調整（診療可能医療機関の確認） 薬剤師会連絡調整（医薬材料供給可能可否の確認） 歯科医師会連絡調整（診療可能医療機関の確認）	
3日以内	救護所巡回 医療機関案内 健康相談 避難生活の向上に係る業務（入浴・メンタルヘルス等）	
2週間以内	市内医療機関稼働状況の確認	

### (4) 保険年金課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	避難所の開設、運営に係る業務	公印の管守
1日以内		
3日以内		
2週間以内		国民健康保険の届出、申請 後期高齢者医療保険の届出、申請 国民年金の届出、申請 福祉医療の届出、申請 国民健康保険税・国民年金保険料・後期高齢者医療保険料の減免

### (5) 高齢介護課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	所管施設の被害状況の確認 一次福祉避難所の開設、運営に係る業務 二次福祉避難所の開設要請（社会福祉施設）	公印の管守
1日以内	避難行動要支援者の支援 要配慮者の移送（二次福祉避難所等へ）	
3日以内		
2週間以内		要介護認定業務の実施 介護認定審査会の開催 介護保険料の減免 その他介護保険に関わる事務全般 地域包括支援センター業務の実施 高齢者福祉に係る相談業務

## 10 都市環境部

### (1) 都市計画課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	開発事業に関する被害状況確認	公印の管守
1日以内	被災宅地の危険度判定	
3日以内		
2週間以内		建築確認申請等の経由、開発行為等の許可等に係る協議書類の受理に関することのほか、窓口業務

### (2) 土木課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	緊急輸送路、市道、橋りょう、河	公印の管守

	川の被災情報収集及びパトロールの実施 通行制限の実施 機材（発電機、投光器等）の調達	
1日以内	障害物撤去（緊急輸送路、主要市道、主要水路） 協定先への応援要請 被災箇所、危険個所の状況調査	
3日以内	障害物撤去（一般市道） 被災箇所、危険個所の応急措置（二次災害の防止）	
2週間以内	主要施設（市道、水路）の仮復旧工事	

### (3) 環境課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	し尿浄化槽汚泥処理施設（バイオマスセンター）の被害状況の把握	
1日以内	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第29条に基づく消毒措置（鎌倉保健福祉事務所三崎センターが発令）の確認 し尿浄化槽汚泥処理施設が稼働困難時、災害時相互援助協定などによる、し尿浄化槽汚泥搬入先の確保・避難所等への災害仮設トイレの設置	市民からの問い合わせ対応
3日以内	「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第29条に基づく消毒の実施 災害仮設トイレの汲み取り収集の実施 迷い犬の飼い主捜索（マイクロチップ個体識別）	

2週間以内		
-------	--	--

## 11 上下水道部

### (1) 営業課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	被災状況の把握(被害情報の収集)	公印の管守
1日以内	情報の集約 応急給水の開始 応急給水の派遣依頼検討業務	
3日以内		災害対応に必要な経費の確保に係る業務
2週間以内		水道料金に係る業務 窓口等水道行政機能の回復

### (2) 給水課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	水道施設の被害状況の把握 断水状況の把握	
1日以内	復旧資材の確保 施設の復旧作業 復旧した施設の通水作業	水質管理業務 施設の運転管理
3日以内	送水管・配水本管の調査・復旧作業	
2週間以内	配水管の調査・復旧作業	

### (3) 下水道課

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	処理場の被害概要把握 被害状況の情報収集、整理 県下水道課への被害状況報告 市民問い合わせ対応	公共下水道施設の管理 公印の管守

1日以内	外部への支援要請検討 浸水対策（降雨予報の確認） 下水道使用制限検討（汚水溢水回避） 処理場、ポンプ場、管きよの被害状況把握	下水道台帳等のデータ保護
3日以内	外部への支援要請 受援体制の整備 緊急輸送路における交通障害対策 処理場、ポンプ場、管きよの緊急点検・調査・措置	災害復旧に必要な経費の確保
2週間以内	処理場、ポンプ場、管きよの一次調査（全体被害の把握） 処理場、ポンプ場、管きよの仮復旧（暫定的な機能回復） 処理場、ポンプ場、管きよの二次調査（本復旧の準備） 処理場、ポンプ場、管きよの本復旧	

## 12 行政委員会

### (1) 議会事務局

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	災害情報の確認 議員の安否確認、連絡体制の確保 三浦市議会災害対策本部に関する こと 三浦市災害対策本部との連絡調整 議会関連施設、議長車の被災状況 の確認	公印の管守
1日以内	議員からの災害関係情報の取りま とめ 議員への情報提供	
3日以内	諸会議の開催に係る調整	

	議会関連施設設備の応急対策、復旧代替えの検討	
2週間以内	本会議等の開催に係る調整	

## (2) 監査委員事務局

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	避難所の開設、運営に係る業務	公印の管守
1日以内	避難所からの要請に基づく物資の配送等	
3日以内		
2週間以内		

## (3) 農業委員会事務局

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	農地における被害情報の把握	公印の管守
1日以内	神奈川県との災害情報の連携	
3日以内		
2週間以内		

## (4) 選挙管理委員会事務局

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	避難所支援班との連携により避難所へ派遣される職員を把握 避難所等への派遣者の調整	公印の管守
1日以内	本部運営部各班の支援 他の災対部に属さない業務の遂行	
3日以内		
2週間以内	応急対策にあたる職員のメンタルヘルス対策（必要に応じた交代や休息等を本部に助言）	

### 13 各課共通事項

業務開始 目標時間	非常時優先業務	
	応急業務	通常業務
3時間以内	来庁者への対応 職員等の安否確認	
1日以内		
3日以内		
2週間以内		